

中央区再犯防止推進計画の目的、方針等

(1) 目 的

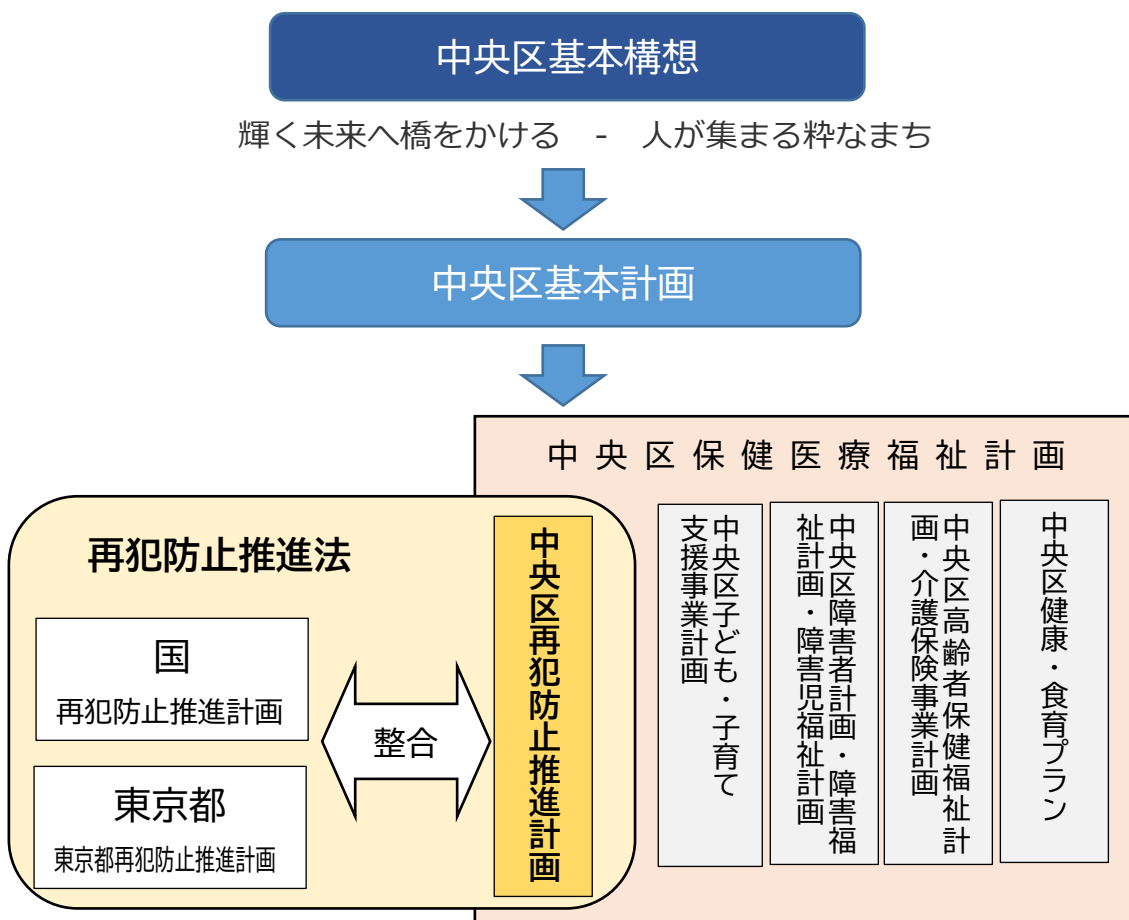
犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、本区における再犯防止の取組を推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

中央区再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

また、中央区基本計画、中央区保健医療福祉計画を上位計画とし、国や都の再犯防止推進計画と整合性を図ります。

【中央区再犯防止推進計画 体系図】



(3) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

(4) 基本方針

地域や関係機関との連携を図り、以下の項目について重点課題として取り組むこととします。

- 安全で安心なまちづくりの推進
- 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 学校と連携した修学支援等の実施
- 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

(5) 計画期間

犯罪をした者等に対する中央区の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、再犯防止推進法や国・都の計画等の改定状況などを踏まえ、必要に応じて改定できることとします。

取組方針1 安全で安心なまちづくりの推進

- ・防犯意識の普及・啓発
- ・地域防犯力の向上
- ・地域ネットワークの充実

取組方針2 就労・住居の確保等を通じた自立支援

- ・就労の確保等
- ・住居の確保等

取組方針3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 のための取組

- ・相談・支援全般
- ・高齢者への支援等
- ・障害者への支援等
- ・薬物依存問題を抱える者への支援等

取組方針4 学校等と連携した修学支援の実施

- ・相談・支援全般
- ・子どもの居場所
- ・学習支援
- ・進学等への援助

取組方針5 民間協力者の活動の促進、 広報啓発活の推進

- ・民間協力者の活動の促進
- ・広報啓発活動の推進